## 【付録】

## 京浜歴史科学研究会会則

- 第1条 本会は、京浜歴史科学研究会と称する。
- 第2条 本会は、以下のことを目的にする。
  - /、本会は、京浜地域の歴史的形成と現代的展開に関する科学的研究を行なう。
  - 2、本会は、京浜地域の勤労者・住民を主体とする、地域史の学習・研究活動をす すめる。
  - 3、本会は、京浜地域における歴史教育の科学的・民主的発展に寄与する。
  - 4、本会は、京浜地域の勤労者・住民による文化的諸活動の自主的・民主的発展に つとめる。
  - 5、本会は、以上の目的の範囲で、他の諸団体や自治体と必要な交流・協力・共同 をはかる。
- 第3条 本会は、その目的を実現するため、つぎの諸活動を行なう。
  - /、研究会・研究集会の開催。
  - 2、会報・会誌の発行。
  - 3、フィールド・ワークの実施。
  - 4、その他、本会の目的実現に必要な諸活動。
- 第4条 本会は、その目的に賛同し、会費年額2,000円を納入する個人または団体を会員とする。
- 第5条 会員は、以下の権利を有する。
  - /、会員は、総会の開催請求・発議・評決権と役員の選挙・被選挙権を有する。
  - 2、会員は、研究会等の開催通知を受け、それらに参加できる。
  - 3、会員は、会報・会誌の配布を受け、それらに論稿を発表できる。
- 第6条 会員は、以下の場合、会員としの権利を失う。
  - /、本人が大会を申し出た場合。
  - 2、会費を1ケ年以上納入しない場合。
  - 3、総会が本会の目的に反する行為を理由に除名した場合。
- 第7条 本会は、会務の最高決定機関として総会をおく。
  - /、総会は、1年に1回、年末に開催する。また、会員の要求があれば、随時開催 する。
  - 2、総会は、全会員が評決権を有し、議事主宰者への委任状を含め、会員総数の過 半の参加をもって成立する。

- 3、総会は、事務局または会員の提出した議案を審議し、参加者の過半の参加をもって決定する。
- 4、総会は、事務局の推薦または会員の立候補により、参加者多数の信任を得た者 を役員として選出する。
- 第8条 本会は、役員として、代表1名、事務局長1名、事務局員若干名、会計監査1 名ををおく。役員は総会において改選される。
- 第9条 代表は、総会を召集してその議事を主宰し、事務局を監督し、対外的に本会を 代表する。
- 第10条 事務局は、会務の常設執行機関である。
  - /、事務局長は、代表の監督下に事務局員を総轄し、代表不在の場合、その職務を 代行する。
  - 2、事務局員は、事務局長の統轄下に、研究・編集・会計・渉外・庶務等の会務を 分掌し、その執行にあたる。
  - 3、事務局は、総会に対して、会務の執行状況と決算を報告し、活動方針と予算を 提案する。また、会則の改正や決議を提案し、役員候補を推薦する。
  - 4、事務局は、京浜地域におき、そこをもって本会の所在地とする。
- 第11条 本会の会計は、会費、会誌販売等の事業収入、寄付金その他によってまかなう。
- 第12条 本会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。会費は納入時の年度のものとし、次年度に繰り越さない。なお、次年度以降の会費の前納分は繰り越される。
- 第13条 会計監査は、総会に対する事務局の決算報告に先だって、その会計執行状況を 監査し、その結果を総会に報告する。
- 第14条 本会則の改訂は、事務局または会員の発議により、総会において行なう。
- 第15条 本会則は、1985年1月1日から施行する。

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

京浜歴史科学研究会年報 創刊号 1987年1月25日発行

編集 京浜歴史科学研究会

事務局